

- (9) 屋外タンク貯蔵所若しくは移送取扱所の保安に関する検査
- (10) 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受（火工品のみの譲受けに限る。）の許可の申請に対する審査 2,400円
(平26条例3・追加)
- (11) 火薬類取締法第25条第1項に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査 7,900円
(平26条例3・追加)
- (12) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付 1枚につき10円（カラーで交付する場合にあっては、50円）
(平28条例3・追加)
- (13) 行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付 1枚につき10円（カラーで交付する場合にあっては、50円）
(平28条例3・追加)
- 2 数人又は数件を一括して1通の証明を請求するときは、1人又は1件毎にこれを1件として、その件数に応じて手数料を徴収する。
- 3 同一種類に属する証明は、1通をもって1件とする。

(納付方法)

第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。

(手数料の免除)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、第2条第1項第1号及び第2号の手数料を免除することができる。

(平24条例6 一部改正)

- (1) 官公署が請求したとき
- (2) 公務員が職務上請求したとき
- (3) 管理者（法令に減免の判断権者の定めがある場合は、当該判断権者）が不適当と認めたとき

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則（昭和52年11月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定については、昭和53年4月1日から施行する。

付 則 (昭和59年12月27日条例第3号)

この条例中、第2条第1項第3号の改正の規定は、昭和60年1月1日から、その他の改正規定は昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (昭和62年12月25日条例第8号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年3月6日条例第2号 抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成2年5月23日 (以下「施行日」という。) から施行する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成6年8月10日条例第3号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則 (平成9年10月1日条例第8号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月12日条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月8日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年10月1日条例第9号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

付 則 (平成24年9月27日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月13日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月7日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた行政庁の処分又は同日以後にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものから適用し、同日前にされた

行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

別表

手数料を納付すべき者		区 分		手数料額	
(1)	消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第10条第1項ただし書の規定による仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認を受けようとする者			5,400円	
(2)	法第11条第1項前設の規定による設置の許可を受けようとする者	製 造 所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円	
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円	
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円	
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円	
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円	
		貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円
				指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円
				指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円
				指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円
				指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円
		特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 及 び 準 特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 以 外 の 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	指 定 数 量 の 倍 数 が 100 以 下 の 物 々	指定数量の倍数が100以下のもの	20,000円
				指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	26,000円
				指定数量の倍数が10,000を超えるもの	39,000円

準特定屋外タンク貯蔵所		530,000円
特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	830,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,010,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,120,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,420,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	3,880,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,100,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,290,000円
屋内タンク貯蔵所		26,000円
地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000円
	指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000円
簡易タンク貯蔵所		13,000円

		移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所及び第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。）	26,000円
		積載式移動タンク貯蔵所又は第15条第3項の移動タンク貯蔵所	39,000円
		屋外貯蔵所	13,000円
取		給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）	52,000円
		屋内給油取扱所	66,000円
扱		第1種販売取扱所	26,000円
		第2種販売取扱所	33,000円
所	移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。）が15キロメートル以下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。）	21,000円
		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	87,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
	一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円

			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
(3)	法第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする者			(2)の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、自治省令で定める場合には、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、(2)の区分。)に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
(4)	完成検査を受けようとする者	設置の完成検査		(2)の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、(2)の区分。以下この条において同じ。)に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
		変更の完成検査		(2)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の1の額

(4) 2)	法第11条第5項ただし書の規定による仮使用の承認を受けようとする者		5,400円	
(5)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	水張検査	容量10,000リットル以下のタンク	6,000円
			容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク	11,000円
			容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク	15,000円
			容量2,000,000リットルを超えるタンク	15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
	水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円	
		容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク	11,000円	
		容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク	15,000円	
		容量20,000リットルを超えるタンク	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	
	基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	410,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	540,000円	

	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	700,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	920,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,040,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,600,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,820,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,030,000円
溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	490,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	630,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	990,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,310,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000円

			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,320,000円
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,060,000円
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,650,000円
(5)の2)	法第11条第1項後段の規定により変更の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	水張検査		(5)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額
		水圧検査		(5)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額
		基礎・地盤検査		(5)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
		溶接部検査		(5)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
(6)	法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	310,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	430,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	960,000円

		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,210,000円
		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	2,950,000円
		危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	3,620,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	4,170,000円
	移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。）が15キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管延長が7キロメートル以上のものを除く。）	70,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額

(平26条例3・一部改正)